

賃貸借契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と、□□□□□□□□□□□□□□（以下「乙」という。）は、大判プリンター（複合機）（以下「複合機」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複合機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導し甲がこれに対して、賃貸借料金を乙に支払うことを目的とする。

（機械及び設置場所）

第2条 乙が甲の使用に供する複合機は、1台とし、佐賀県唐津土木事務所内に設置する。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年7月1日から令和12年6月30日とする。

（賃貸借料）

第4条 第2条に規定する複合機の5年間の賃貸借料は、金円（うち消費税額及び地方消費税額は、金
額及び地方消費税額は、金円）とし、月額賃貸借料金は円
（うち消費税額及び地方消費税額は、金円）とする。

なお、各会計年度における賃貸借料金は次のとおりとする。

令和7年度	金	円（うち消費税額及び地方消費税額は、金	円）
令和8年度	金	円（うち消費税額及び地方消費税額は、金	円）
令和9年度	金	円（うち消費税額及び地方消費税額は、金	円）
令和10年度	金	円（うち消費税額及び地方消費税額は、金	円）
令和11年度	金	円（うち消費税額及び地方消費税額は、金	円）
令和12年度	金	円（うち消費税額及び地方消費税額は、金	円）

2 賃貸借料は、この契約の終了又は解除の効果の発生により賃貸借期間が月の中途となるときは、その月の賃貸借料は日割計算によって算定した額とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に基づき免除する。

（賃貸借料の支払及び遅延利息）

第6条 甲は、当該月経過後、賃貸借料を乙の提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

2 乙は、甲が約定期間内に料金を支払わないときは、遅延日数に応じ、年2.5%の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保守の実施)

第7条 乙は、甲が正常な状態で複合機を使用することができるよう保守を行うものとする。

複合機が故障した場合は、甲の請求により乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。

2 複合機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き乙の負担とする。

(1) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による場合。

(2) 乙又は乙の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。

(3) 天変地変、その他これに類する災害による場合。

3 複合機の使用に伴い生じる消耗品については、甲が負担する。

(設置場所の変更)

第8条 甲は、第2条に規定する複合機の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合において、当該複合機の移動作業は、乙が実施するものとする。

3 第1項の場合において、当該複合機の移動に要する費用は甲の負担とする。

(複合機の追加、取替え又は改造)

第9条 甲は、複合機の機能の追加、取替え又は改造を必要とするときは、あらかじめ乙の承認を得なければならない。

2 前項の場合に要する費用は甲の負担とする。

(善管注意義務)

第10条 甲は、複合機を善良な管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

(危険負担)

第11条 乙は、乙の技術員等が甲の敷地内で行う行為のすべてについて責任を負うものとする。

(保険)

第12条 乙は物件につき契約期間中継続して、乙を被保険者とする動産総合保険を締結し、その費用を負担する。甲は、動産総合保険普通約款に基づく保険事故が生じたときに、直ちに通知するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認め

るときは、何等の催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約履行につき重大な過失又は不正行為があったとき。
- (3) 正当な理由なく甲の指示に従わなかったとき。
- (4) 支払の停止があったとき、又は、差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、または、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、破産、もしくは競売の申し立てを受けたとき。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責を負わないものとする。
- 3 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

（違約金）

第15条 乙は、前条第1項の規定により甲が契約を解除したときは、契約金額の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

（損害賠償）

第16条 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えた場合は、その損害に相当する額を相手方に支払わなければならない。

- 2 乙は、甲が故意又は重大な過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。
- 3 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙及びその技術員は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏えい、又は他の目的に利用してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取り扱い特記事項」を遵守しなければならない。

(引渡し及び返却)

- 第 19 条 契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、甲は、複合機をただちに乙に引き渡さなければならない。
- 2 前項の返却に要する費用は、甲の責により契約が解除される場合を除いて、乙の負担とする。

(契約の疑義)

第 20 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 唐津市二タ子 3 丁目 1 番 5 号
氏名 佐賀県唐津土木事務所
 所 長 伊賀屋 豊

乙 住所
氏名